

所得税・市県民税の申告相談

☎ 税務課市民税担当 ☎23-2148
各総合支所市民福祉課税務担当
松山 ☎55-2114 三本木 ☎52-2113 鹿島台 ☎56-7114
岩出山 ☎72-1212 鳴子 ☎82-2019 田尻 ☎39-1114

令和4年分所得の申告相談を開催します。市の申告会場は、令和5年1月1日現在、大崎市に住所がある人で、申告が必要な人が対象です。円滑な申告を行うため、事前に書類などを準備してください。

開催期間

2月8日(水)～3月15日(水)

※会場ごとに開催期間が異なります。詳しくは、8・9ページの申告日程で確認してください。

▶ 所得税・市県民税の申告相談



申告会場に持参するもの

- 1 マイナンバーカード(個人番号カード)の原本
※マイナンバーカードを持っていない人は、①申告者本人のマイナンバーが確認できる書類(通知カードやマイナンバー記載の住民票)と②本人確認書類(運転免許証など)が必要です。
- 2 本人名義の預金通帳または口座番号が分かるもの
- 3 所得税の申告・各種控除を受けるために必要な書類(7ページ上段参照)

筆記用具は、なるべく持参してください



所得税の申告が必要のない人

- 1 1カ所からの給与収入(2千万円以下)のみで、年末調整が済みであり、各種控除の追加または変更を行わない人
- 2 公的年金などの収入(400万円以下)のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除に追加または変更を行わない人
- 3 収入がない人
※ただし、各種証明書や児童扶養手当受給、介護・障害福祉サービスなどの申請手続きで市県民税の申告が必要となる場合があります。
※税務署や国税電子申告(e-Tax)で所得税の申告を行う人は、改めて市役所で申告を行う必要はありません。

郵送による申告

申告期間中であれば、申告書を郵送で提出することができます。

受付期間 3月15日(水)まで(当日消印有効)

必要書類 申告書、マイナンバーが確認できる書類の写し、本人確認書類(運転免許証など)の写し、申告する所得および各種控除を受けるために必要な書類(7ページ参照)

※不明な点や、所得税の申告に関することは古川税務署(☎22-1711)へ、市県民税の申告に関することは市役所税務課(☎23-2148)へ問い合わせください。

■所得税の申告書入手先

国税庁ウェブサイト(<https://www.nta.go.jp/>)または古川税務署

郵送先 989-6185 大崎市古川旭6-2-15 古川税務署 あて

※国税庁ウェブサイト内「確定申告書等作成コーナー」では、申告書の作成、国税電子申告(e-Tax)ができます。国税電子申告を利用する場合はマイナンバーカードとICカードの読み取り機器が必要です。持っていない人は、税務署窓口で発行される「ID・パスワード」が必要です。

■市県民税の申告書入手先

市ウェブサイト(<https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/somubu/zeimuka/5/2/5/10415.html>)または税務課市民税担当、各総合支所市民福祉課税務担当

郵送先 989-6188 大崎市古川七日町1-1 税務課市民税担当 あて

所得税の申告に必要な書類

■給与所得や雑所得(公的年金等)がある人

▶ 源泉徴収票など(源泉徴収票がない場合は、申告が受けられない場合があります。)

■営業所得・農業所得・不動産所得がある人

共通 収支内訳書または収支計算書(各種帳簿、領収書などを基にまとめたもの)

※レシートや通帳などの提示での申告はできません。

営業所得 報酬、料金、契約金、賃金の支払調書

不動産所得 貸与先と賃借料の明細書、不動産の使用料等支払調書

農業所得 家畜などを出荷(販売)した証明書、各種交付金の証明書、経営所得安定対策に係る交付決定通知書

■その他所得がある人

▶ 保険の満期返戻金などの支払調書(一時所得)

▶ 個人年金支払証明書やシルバー人材センター発行の配分金支払証明書(雑所得)

▶ 土地、建物の売買契約書や不動産などの譲り受けの対価の支払調書(譲渡所得)

▶ その他、令和4年中に得た収入額が分かる書類

各種控除を受けるために必要な書類

■医療費控除

▶ 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書など

▶ 生命保険や高額療養費などで補てんされた金額が分かる書類

▶ セルフメディケーション税制を選択する場合は、その取り組み内容が確認できる書類

※医療費控除を受ける場合は、必ず医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細を作成し、持参してください。

■社会保険料控除

▶ 各種保険料(税)領収書や控除証明書

■障害者控除

▶ 各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

■生命・地震保険料控除

▶ 保険会社などからの各種控除証明書

■寄附金控除

▶ 都道府県や市町村などへ寄附した際の受領証明書

■雑損失の繰越控除

▶ 前年作成した確定申告書第4表(損失申告用)の控え

雑損控除に係る相談会

「令和4年3月16日福島県沖地震」および「令和4年7月豪雨」で被災された人(り災証明書の区分が準半壊以上の人)を対象に、雑損控除等の計算明細書作成支援を行います。

対象と思われる人には、個別に通知しますので、該当する日程で相談をしてください。

※り災証明書の判定区分が一部損壊の人は、市ウェブサイトや、国税庁のウェブサイトで雑損控除対象の判定をし、確認願います。判定の結果、雑損控除の対象となった場合は、確定申告をすることによって、雑損控除を適用できる場合がありますので、市役所税務課市民税担当または、古川税務署へ相談願います。

■古川会場

▶ **日時** 1月30日(月)、31日(火) 10時～17時(受付時間9時30分～15時30分)

▶ **場所** 地域交流センター(あすも) 2階研修室

■鹿島台会場

▶ **日時** 2月2日(木) 10時～17時(受付時間9時30分～15時30分)

▶ **場所** 鹿島台総合支所 2階中会議室

▶ 雑損控除に係る相談会



■持参する物

- 1 被害を受けた資産に関する書類(取得年月日、取得価格、修繕費、取り壊し費用、除去費用などが分かる書類)
- 2 被害を受けた資産について、受け取る保険金などの金額が分かる書類
- 3 市町村から交付されたり災証明書
- 4 令和4年分の所得金額や所得控除額が分かる書類(上段参照)